

閱覽用

令和元年 第9回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年 9月 4日
神崎市農業委員会

令和元年 第9回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月4日(水) 午前9時30分開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4. 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

10番 福田省二委員 11番 田淵晃敏委員

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について 15件

議案第3号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 10件

報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について 2件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

【農政水産課職員】

農業水産振興係 主査 内村 弘
農業水産振興係 主事 山田昇平

6. 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、ご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和元年 第9回 神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長のご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

おはようございます。

もう、連日の雨で、皆さん方、もう、ほんなごて嫌っ！て思っていらっしゃるところでしょうが、うちの方も先日の雨で、うちの集落の中が、みんな海んごとなって、神崎市の放送で逃げてくださいよって言うとの、その放送が聞こえよるわけですよ。 それやて家の横んにきの道が（水が）膝よか上まできとっけんですね、もう逃げられんごたっ状態で、これの一番の原因が、うちんとこの排水ポンプを回しよってから、ある程度水の抜けよったばってん、久留米市の方が全部抜けんごとなってですね、それで筑後大堰の方を解放したわけですよ。 豆津橋の下の方にあるあれを。

それで、うちの方だけでなくみやき町の辺りも筑後川の水がいっぺんに水嵩が増えたもんだから、どこでん水が抜けんごとなって、で、ハウスもみんな全滅、ネギハウスもアスパラハウスも、膝上に全部孕ってしまって、えらいことになった。 そればってん、それは、それはどこに持っていきようがなかけん、どこが悪かけんって…、やっぱり田んぼが低いけんですね、どうしようもなか。

そんな中で、なんとか今、稲の方はですね順調に、ヒノヒカリがまだ花が咲いとらんやっただけん、なんとか少しずつもって行って、大豆もいくらか、まあ正常な状態に戻っていきよるようなとこです。

長くなりました。 本日は、只今から、令和元年 第9回神崎市農業委員会総会を開会いたします。 よろしくお願いいたします。

(農委会議規則「第8条 開会・休憩・延会・閉会は議長が宣告する。」より)

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名です。

全員出席されておりますので、本日の総会は成立いたします。

(農業委員会等に関する法律「第27条第3項 総会は、全委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」より)

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 福田委員と11番 田淵委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について 15件

議案第3号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 10件

報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について 2件

以上、5議案18件と、2報告の11件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町的 字〇〇 〇〇番の田1筆902㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年2月29日の完了予定です。

権利の内容は「所有権の移転」で、農振除外は令和元年8月20日に決定済みであり、農地区分については「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理等については、周囲に支障が無いよう計画されていて、地区の同意も得てあります。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお伺いします。

10番 福田委員

【地区担当委員の意見】

おはようございます。10番の福田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容につきましては、今の事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、8月29日に申請者に現地の状況や転用の内容などの状況確認を行いました。申請地は、〇〇の東側に位置しておりまして、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されております。

地区の同意もありますので、問題は無いと思います。皆様方のご審議をお願い申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

真島委員どうぞ。

12番 真島委員

真島ですけど、ここは、現況はなんですかね？ 田んなかのあったですかね？

議 長

農地でしたよ。確認しましたから。

12番 真島委員

そうですか。 つくってあったですかね？

申請者

今年は休んでありました。

12番 真島委員

そうですか。 自己保全のようなもんですかね。 わかりました。

議 長

よろしいですかね。 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に、議案第1号、受付番号2番を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

議案第1号、受付番号2番、申請地の所在は神埼町本告牟田 字〇〇 〇〇番の田1筆及び〇〇番の畑1筆の計469㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年5月31日の完了予定です。

権利の内容は「所有権の移転」で、農振除外は平成23年12月19日に決定済みであり、農地区分につきましては「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当します。その場合、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理等については、周囲に支障が無いよう計画されており、地区の同意も得てあります。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

受付番号2番について、地区担当委員の2番 末吉副会長のご意見を求めます。

2番 末吉副会長

【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区でございます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、9月1日に現地を確認し、現地の状況や転用の内容などの理由を勘案し、申請地は周囲には農地はなく、申請どおりの目的に適していると思われる土地で、地区の区長さん、生産組合長さんにもお聞きし、問題ないということで同意もありますので、問題は無いものと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(異議なしの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。
議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第2号をご覧ください。
議案第2号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画、利用権設定関係について議題とします。
1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、議案書の総括表を基に説明】

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化
促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農
業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委
員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目
をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町 再設定3件、内訳は田8筆 22, 703㎡

千代田町 再設定6件、内訳は田19筆 33, 421㎡

脊振町 新規4件、再設定2件、計6件、内訳は田10筆 15, 496㎡

神崎市 合計15件、内訳は田37筆 71, 620㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3
項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から3番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の2ページの、神埼町再設定1番から3番の申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆 22, 703㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番から6番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の3ページの、千代田町再設定1番から6番の申し出について説明します。

設定する内容は、田19筆 33, 421㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番 樋口委員挙手)

議 長

7番 樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。 私がわからないので教えてほしいんですけど、番号3番の賃借料のところで使用貸借権設定とありますが、これは何でしょうか？

事務局

これは、無償での貸借りということです。 金額を書いていないのはそういうことです。

7番 樋口委員

無償の貸借りなんですね。 そういうことか。 ありがとうございます。

事務局

何か、もう少し見やすく書いた方がよろしいでしょうか？ 次回から書くようにしますが、大丈夫でしょうか？

(特に反応なし)

議 長

でも、0円でするところも出てきたとね。

2番 末吉副会長

維持管理とか、自己保全農地として、農地の管理をお願いしますというときなんか、このように契約されることがある。 山間地とかね。

議 長

ふーん、そうですか。 0円でですね。

他にございませんか。 よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から4番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の4ページの、脊振町新規 1番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆 13, 165㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

真島委員どうぞ。

12番 真島委員

真島ですが、質問ですが、3番の地番に「・・・※1」とついてますが、国土調査のときに、こがな地番はなかと思えますけどね。 おたずねします。

事務局

こちらがですね、3番ですよ、これですけれども農地台帳システム管理上こうなっていて、ひとつの筆を正式に分筆しないで、分けて…、半分は田んぼ、半分は別の方が使われるっていうときなどに、便宜上の管理をさせていただいているところがありまして、どうしてもここにですね、そのまま出てきてしまうものになります。 申し訳ありません。 説明が不足していました。

議 長

よろしいですか。

12番 真島委員

そう言ってもらえばわかりますが、私らは、システムのこととかはわからんことですからね。 はい、わかりました。

議 長

よろしいですかね。 他にありませんでしょうか。
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。
農用地利用集積計画、脊振町新規分の番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、5ページの、農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番と2番について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の5ページの、脊振町再設定1番から2番の申し出について説明します。
設定する内容は、田2筆 2, 331㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)
(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。
農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課入室)

(農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号 農振除外申請、軽微な変更に伴う事前審査について議題とします。

1 ページの総括表の、番号1番を審議します。

農政水産課の説明を求めます。

農政水産課

【議案第3号、議案書を基に説明】

農政水産課の山田と申します。 座って説明させていただきます。

議案第3号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条、農業振興地域整備計画に係る軽微な変更の規定により、神崎市農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査について説明させていただきます。

1 ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町 1 件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1 番 神埼町本堀地区のJA選果場用〇〇として、田1筆で 面積501㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

なお、今回につきましては、JAという農業用施設に付帯する設備となっておりますので、軽微な変更での対応が可能となっております。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

12番 真島委員よりどうぞ。

12番 真島委員

すいませんが、選果場と言ったってわからんけん、何の選果場なのか、みかん？とかなんとか、いろいろあるから、できれば教えてもらえないでしょうか。

農政水産課

失礼しました。今回、イチゴの選果場となっております。

今回ですね、本堀地区のですね、共乾施設内にイチゴの選果場をですね、増改築することになっております。 それにつきまして、人員増による〇〇が不

足ることによりまして、今回〇〇を増設したいという申請になっております。
以上です。

12番 真島委員

そうですか。 わかりました。

議 長

よろしいですかね。 他にありませんか。

(9番 森田委員挙手)

議 長

9番 森田委員どうぞ。

9番 森田委員

えっと、9番の森田ですけど、ちょっと、まだ初めてなんでよくわからないのでお聞きしたいんですけども、まず農振除外は、ここで審査すつとやなかでしよう？

農振除外申請してあって、それを審議するところは農業委員会やなかろう？

議 長

事務局、どう？

事務局

はい、今の委員さんの質問にお答えします。

そうです。 審査っていうのか、今は事前確認って、意見を述べるということになっております。 ですので、この件について農業委員会としてはどういう意見をお答えするか、適切だとか、内容を…、まあ、不適切だって言うのかお答えすることを事前に照会をかけてもらっているところです。

9番 森田委員

そしたら、こいで、まあ、反対したっていうことになった場合は、先に進んでいかんっていうこと？ 事前審査やけんが、そこでとおらんやった場合は？

事務局

えっと、お答えしますと、私ども農業委員会も、意見を求められている機関の一つでありますので、あとは神崎市土地改良区とか、佐賀東部の土地改良区など、様々なところに意見を求め、述べてありますので。

農振計画の見直しをかけるために、総合的に、関係機関に意見を求めてあるということになります。

私どもとしても、やはり農地の活用法について、周りに影響がないかということについてなどを見ますので、そういったところに照らし合せて意見を述べるということになります。

議 長

森田さんよろしいですかね。 わかってもらえたですかね。

(森田委員 頷かれる)

(7番 樋口委員挙手)

議 長

あっと、樋口委員さん、なにか? どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口ですけど、これですよ、もう実際埋立てとつとやなかね、こい。

こい、ここさいは田んなか行かれんよね。 たぶん〇〇…のあってね?

(農政水産課 挙手)

議 長

はい、農政水産課よりいいですかね。

農政水産課

お答えさせていただきます。

現状につきましてはですね、添付資料を見ていただければと思いますが、えっと、こちらですね、えっと、町道と書いてあるほうからですね6.6m部分の既存舗装部分と書いてあるところにつきましては、既に〇〇となっております。

そこから先の水路とある方につきましてはの3.4m部分につきましてはを、今回〇〇としたいというところでございます。

現状ですね、確かに田んぼというよりはですね、簡単な耕作、畑としてですね、簡単に使用されているというところでありまして、田んぼとして使用されているわけでは現状言えませんけれども、今回ですね、手前が〇〇であるということもありますので、全面的に〇〇にしたいという申請でございます。

議 長

まだ埋立てはされていないですよ? 先の方はね?

農政水産課

はい。(申請地の奥側の部分の)こちらにつきましてはですね、予算の都合もありまして、舗装はせずに、きちんとならし、たたき等を行いまして〇〇等のスペースにしたいというところでございます。

一応、虎ロープ等を張る予定でございます。

議 長

はい、他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(審査採決)

議 長

議案第3号、農振除外申請、軽微な変更に伴う事前審査について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認し、神崎市に回答をします。

議 長

以上で、議案第3号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。

農政水産課の方は、お疲れさまでした。

(農政水産課退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の1ページから4ページの、受付番号1番から10番について、事務局の説明を求めます。

事務局

【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページの受付番号1番から4ページの10番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは、無いようですので、報告第1号については、事務局の報告のとおりです。

(報告第2号 農地利用配分計画関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可について報告します。

総括表及び集計表について、事務局の説明を求めます。

事務局

【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 農用地利用配分計画の認可、農用地利用配分計画関係について説明します。

農用地利用集積計画により、佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについてご説明します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

内容は、賃借権による利用権の設定で、千代田町の2件 田5筆の15,703㎡となっております。

こちらは、農地の出し手から農業公社へ利用権設定等を行った農地を、農用地利用配分計画により、地域の担い手や農事組合法人へ貸付けるもので、詳細を2ページと3ページに記載しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、報告第2号については、事務局の報告のとおりです。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和元年 第9回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉会